

3 騒音発生施設及び振動発生施設

番号	施設の名称	公称能力	台数	施設の用途
1				
2				
3				
4				
5				
6				
計				

注1 「施設の名称」の欄には、液圧プレス、機械プレス又は鍛造機の別を記載すること。

注2 「公称能力」の欄には、次のとおり記載すること。

液圧プレスについては、呼び加圧能力(キロニュートン)

機械プレスについては、呼び加圧能力(キロニュートン)

鍛造機については、落下部分の重量(トン)

3 同一の種類であって、公称能力及び施設の用途が同じものはまとめて記載すること。

参 考	騒音発生施設：一 機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン(旧100ト)以上のものに限る。) 二 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のものに限る。) 振動発生施設：一 液圧プレス(呼び加圧能力が2941キロニュートン(旧300ト)以上のものに限る。) 二 機械プレス(呼び加圧能力が980キロニュートン(旧100ト)以上のものに限る。) 三 鍛造機(落下部分の重量が1トン以上のものに限る。) キロニュートン 重量トン×9.8
--------	--